

那覇市上下水道局の最低制限価格設定に関する要綱

平成 19 年 5 月 21 日

管 理 者 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、那覇市上下水道局が行う建設工事及び建設工事に関連する業務委託の契約に係る競争入札において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 10 第 2 項(施行令第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。)及び那覇市上下水道局契約事務規程(平成 17 年水道局規程第 1 号。以下「規程」という。)第 11 条に規定による最低制限価格の設定等必要な事項を定めることを目的とする。

(最低制限価格設定の対象)

第 2 条 最低制限価格を設定する対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が 130 万円を超える建設工事及び予定価格が 50 万円を超える業務委託(測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、磁気探査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。)のうちから選定するもの
- (2) 那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要と認めるもの

(最低制限価格の設定の基準)

第 3 条 最低制限価格は、次の各号により算出した額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額、以下「最低制限基本価格」という。)に消費税相当額を加算した額とする。また、最低制限基本価格に「1.000」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じることができるものとする。この場合において、ランダム係数を乗じた額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に消費税相当額を加算した額とする。

(1) 建設工事の場合

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額

が予定価格(消費税抜きの予定価格をいう。この号及び次号において同じ。)の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の7を乗じて得た額

(2) 業務委託の場合

別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額とする。

ただし、その額が予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- 2 建設工事及び業務委託の性質上、前項の規定により難しいものについては、同項の規定にかかわらず、予定価格の10分の7以上で適宜の額とする。
- 3 最低制限価格は予定価格調書に併記しなければならない。ただし、入札前に予定価格を公表する場合には、予定価格調書と別に最低制限価格を記載した書面(以下、「最低制限価格調書」という。)を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。
- 4 ランダム係数を開札時に電子入札システムで決定する場合は、前項中「最低制限価格」とあるのは「最低制限基本価格」と読み替えるものとする。この場合において、最低制限価格は開札時に決定した時点で入札執行者が最低制限価格調書に追記するものとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、上下水道部長が定める。

付 則(平成19年5月21日管理者決裁)

この要綱は、平成19年5月21日から施行する。

付 則(平成20年8月1日部長決裁)

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

とする。	
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則(平成 23 年 7 月 15 日管理者決裁)

- 1 この要綱は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の那覇市上下水道局指名競争入札参加者の指名基準及び選定に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

付 則(平成 25 年 9 月 30 日管理者決裁)

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

付 則(平成 26 年 4 月 1 日部長決裁)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 28 年 3 月 31 日部長決裁)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の那覇市上下水道局の最低制限価格設定に関する要綱の規定は、施行日以後に入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の那覇市上下水道局の最低制限価格設定に関する要綱の規定は、この要

綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市上下水道局の最低制限価格設定に関する要綱の規定は、施行日以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市上下水道局の最低制限価格設定に関する要綱の規定は、施行日以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市上下水道局の最低制限価格設定に関する要綱の規定は、施行日以後に予算執行伺を決裁する入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に予算執行伺を決裁する入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
磁気探査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額